

聖籠町教育委員会告示第4号

聖籠町中学校通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

聖籠町教育委員会教育長 近 藤 朗

聖籠町中学校通学用ヘルメット購入補助金交付要綱の一部を改正する告示

聖籠町中学校通学用ヘルメット購入補助金交付要綱（平成30年聖籠町教育委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号、第3条及び第4条第2項中「学校長」を「PTA会長」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。